



議員提出議案第五号

流水使用料徴収反対に関する意見書について
このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、
衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

昭和六十年十二月十九日

提出者	三朝町議会議員	岩本君美
賛成者	三朝町議会議員	平井一義
賛成者	三朝町議会議員	坂出隆
賛成者	三朝町議会議員	矢木勇雄
賛成者	三朝町議会議員	福田家和

昭和六拾年拾貳月拾九日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

流水使用料徴収反対に関する意見書

建設省による流水使用料徴収構想は、河川法とその歴史的経緯を全面的に否定するものである。特に水田が国土と環境保全にとってどんなに重要な役割を果たしているか、はかり知れないほど大きなものがある。

水問題を解決するには、水をつくり涵養する農林業をさかんにすることを基礎に据え、利用者全体がこれをつつみ、治水、利水管理を総合的に協力できるようにすることが不可欠の前提条件である。農業用流水使用料の徴収は、まさしく逆行そのものである。

厳しい農業情勢の中で更に流水使用料が設けられれば、農民にとって二重の犠牲を強いる以外のなものでもない。

そして、流水使用料徴収構想は日本農業の発展と国土保全に重大な支障を来すものである。

よって、流水占用料徴収を行わないよう強く要請する。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十年十二月十九日